

令和４年第１回公の施設指定管理者選定審査会 会議結果概要	
日 時	令和４年９月２６日（月） 午後２時１５分から午後３時４０分まで
場 所	くすのきホール２階 第１会議室
出 席 者	松村委員長、仲谷委員、藤浦委員、稲山委員、赤阪委員 事務局 南本村長 菊井理事兼健康課長、仲谷課長代理（健康課） 尾谷課長（福祉課）、南浦課長代理（福祉課）、脇條係長（福祉課） 日谷課長（総務課）、村上主事（総務課）
	【南本村長挨拶】 【委嘱状交付】 【委員及び事務局等の紹介】 【委員長・委員長代理の選出】 委員の互選により、委員長に松村委員が選出されました。 委員長の指名により、委員長代理に稲山委員が指名されました。 【議事（１）千早赤阪村公の施設指定管理者選定審査会について】 ※事務局より説明を行い、委員からの意見等はなく承認されました。 【議事（２）千早赤阪村公の施設指定管理者選定審査会傍聴要領について】 ※事務局より説明を行い、委員からの意見等はなく承認されました。 【議事（３）千早赤阪村国民健康保険診療所の指定管理者の選定について】 ※事務局より説明を行い、委員からの次のとおり意見等があり原案どおり承認されました。
松村委員長	千早赤阪村国民健康保険診療所の指定期間を短縮することについて、現在の診療所を取り巻く状況が特殊な条件にあるので、現在指定されている法人を選定することとして、公募の有無については非公募とするということですか。
事務局（仲谷）	そのとおりです。
松村委員長	診療所のあり方について課題があり、そのことを審議するため、今まで５年で募集をしていたところを２年に短縮し、また、特殊な事情があることから、非公募という形で今の指定管理者で対応するという理解でよろしいでしょうか。

事務局（仲谷）	そのとおりです。村の方針として今後の医療体制のあり方について、1年程度かけて検討していきたいと考えています。
仲谷委員	診療所経営に係る経費について、毎年赤字であり、赤字に対して支出が毎年増え、一方、収入は減少しています。支出が増えている原因は把握しているのですか。また、役場は赤字増加に対して指導できないのですか。
事務局（仲谷）	指定管理者には事業報告書を提出していただき、昨年度と比較するなど経営状況について聞き取りを行っています。支出経費の大部分を占めるのは、医師等の人件費で、医師の交代や受診者離れが起き、人件費の割合が多くなっています。
仲谷委員	村がそれでいいのであればいいのですが、村民の税金を使っているのです。改善して支出が減少したらその努力がわかるし、毎年支出が増え、それに伴って収入も増えていれば良いのですが、そうっていない。はっきり言えば、普通の企業なら倒産だと思います。赤字を補っているのは村税ですので、村民の皆さんでも、「なんでやねん。どこ改善しているねん。」というご意見が出てくるのではないかと不安があったので、ご意見させていただきました。
事務局（菊井）	委員のご指摘のとおり、支出が増えているというのは事実で、医師及び看護師の人件費が占めています。 指定管理者にも話をしているのですが、人件費を下げるとなると医師を代えなければなりません。また、医師を変えれば、また受診者数が減ってしまうので、現在の医師を雇用するとなると人件費を抑えることは難しいです。 人件費の増加部分を収入で補うために受診者数を増やすたり、休診日を設けて人件費を抑えられないのか、診察日を週4日にして人件費を抑えられないのか等を考えたのですが、減少に至っていません。今後、診療所そのもののあり方自体も考えていかなければならない状況です。
松村委員長	平成29年度に指定管理者収入が減りましたが、平成30年度に収入増加を中心とした状況改善のために医師の交代があり、人件費が大半を占める指定管理者の支出が増加したものの、令和元年度に赤字額は減少しております。ただ、コロナの影響もあり、5年間の収入状況の要因に関する分析は現時点では困難であり、村としても、いたずらに人件費だけを下げることにはできないため、いろいろな面で考えて働きかけているということであると理解しております。そのため、まずは現状を維持することで村民の生活に影響がないようにしながら、今後の診療所の存続について検討していくため、5年の期間だと長いので2年に短縮した形としているということになります。通常と状況が異なるため、非公募で指定管理者の選定作業を行うということになりますが、委員の皆様方、この方針

松村委員長	でよろしいでしょうか。 ※千早赤阪村国民健康保険診療所の指定管理者の選定については、承認されました。 【議事（４）千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の選定（非公募とすること）について】 ※事務局より説明を行い、委員から次のとおり意見等があり原案どおり承認されました。 条例第５条第１項第３号ということは、施設の性格、規模及び機能等を考慮し、指定管理者を公募によって選定することは適当でないということですね。その上で本村におけるいきいきサロンという施設の性格、規模及び機能等を考慮すると非公募を許容する条例上の規定に該当するため、今回の指定管理者の指定も非公募になるという理解で良いでしょうか。 繰り返しになりますが、条例に基づいた措置ということですね。
事務局（南浦）	そのとおりです。 【議事（４）千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の選定（指定管理者申請要項等、選定基準及び採点表を策定すること）について】 ※事務局より説明を行い、委員からの意見等はなく原案どおり承認されました。 【議事（５）今後のスケジュール案について】 ※事務局より説明を行い、委員からの意見等はなく原案どおり承認されました。